

「全国学力・学習状況調査委託事業の入札及び契約に関する検証について」  
（平成22年11月）における指摘事項に関する改善措置について

平成23年3月31日  
全国学力・学習状況調査委託事業の入札  
及び契約に関する検証チーム

平成22年11月に公表した「全国学力・学習状況調査委託事業の入札及び契約に関する検証について」において、文部科学省の契約手続きについて改善すべき事項を指摘した。

今回、指摘事項に関する改善措置について、別紙のとおり確認作業を行った。

当検証チームとしては、全ての指摘事項について適切な措置が図られたものと確認した。なお、今後も引き続き、信頼性・透明性の高い契約手続きを行うことを求める。

# 検証チームにおける指摘事項とその後の対応状況について

別紙

	指摘事項	対応内容	対応日時
1	<p>談合事案での取引停止期間の設定においては、恣意性を排除することが大切であるため、取引停止期間の設定の目安を定めた会計課の内規である『『文部科学省における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領』の運用について』は規程化すべきである。</p> <p>なお、その際、以下の点について留意が必要である。</p> <p>○平成21年6月の国土交通省における談合事案において、公正取引委員会による排除措置命令の送達後、文部科学省が60日を過ぎて取引停止措置を講じたことについては、法令上の問題はないものの法改正の趣旨から見るとこの点について法解釈が十分でなかったと言える。結果的に、これによって不都合な事柄は発生しなかったものの、制度運用面では好ましくない。今後は、法(独占禁止法)改正の趣旨に添って規程を明確化し、運用の適切性を確保する必要がある。</p> <p>○取引停止期間の設定について、現行では談合事案の発生元ごとに基本的に1ヶ月から9ヶ月の間で設定されているが、取扱要領では最長12ヶ月までの間で設定できることから、最新の他府省における事案も含めて検討すべきである。</p>	<p>従来、内規の扱いであった『『文部科学省における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領』の運用について』を大臣官房会計課長決定の文書として明確に規程化。あわせて、取引停止期間の設定の考え方や具体的な算定方法等を明記。</p>	<p>平成23年3月31日付 会計課長決定(決裁)</p>
2	<p>平成22年3月の取引停止措置においては、取扱要領に照らしてみると、省内手続きを省略した部分があった。独占禁止法違反による公正取引委員会からの排除措置命令に関する情報を入手後、直ちに文部科学省が適切な措置を実施できる方法について、取扱要領に明記するなど、その明確化を図るべきである。</p>	<p>他の公共機関における購入契約等に係る独占禁止法違反行為について、公正取引委員会からの排除措置命令に関する情報を入手後、まず会計課長が文部科学省全体としての取引停止等の措置の方針を決定して各契約担当官等に通知することによって、迅速に取引停止措置を講じることが出来るようにする規定を新設するなど、直ちに文部科学省が適切な措置を実施できる省内手続きを明記。(『『文部科学省における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領』の運用について』記3)</p>	<p>平成23年3月31日付 会計課長決定(決裁)</p>
3	<p>開札から契約締結までの間の開札結果の情報の取扱いについて、統一的なルールを定めておくべきである。</p>	<p>『委託事業等における一般競争入札マニュアル』において、新たに、『開札から契約締結までの間の開札結果の情報の取扱いについて』を明記し、省内の契約担当官の統一的なルールとして周知。</p>	<p>平成23年3月31日付 会計課から省内各契約 担当者に周知</p>

平成22年10月6日  
文部科学大臣政務官決定

## 全国学力・学習状況調査委託事業の入札及び契約に関する 検証チーム

### 1. 趣旨

全国学力・学習状況調査（以下「学力調査」という。）を実施するための委託事業に係る入札及び契約に関し、「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の運用の妥当性並びに本件入札及び契約における手続きの公正性等について、有識者による検証を行う。

### 2. 検証事項

- (1) 取扱要領の運用の妥当性について
- (2) 学力調査に係る入札及び契約における手続きの公正性について
- (3) その他

### 3. 実施方法

- (1) 検証チームは、教育担当の文部科学大臣政務官が主宰し、別紙の有識者を構成員とする。
- (2) 大臣政務官が必要と認めるときは、別紙の有識者に加えて、他の有識者等の参画を求めることができる。
- (3) 検証に当たっては、大臣官房会計課及び初等中等教育局から意見聴取等を行う。
- (4) 検証チームの運営は、大臣官房政策課評価室が行う。

### 4. その他

- (1) 検証チームの検討は、有識者等からの率直かつ自由な指摘及び意見交換を確保するために非公開とする。
- (2) なお、検証結果については公表するとともに、今後文部科学省の入札及び契約における公正性を確保するために活用していく。

検証手一ム 有識者

- ・ 相葉 和良 氏  
（弁護士、相葉和良法律事務所）
  
- ・ 宮 直仁 氏  
（公認会計士、宮直仁公認会計士事務所）
  
- ・ 村上 政博 氏  
（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）